

差別糾弾闘争の意味するもの

——雑誌『部落』八六年三月号の真田論文に反論する

友 永 健 三

部落解放運動にとって、糾弾闘争は、極めて重要な意味を持っている。

全国水平社創立以来、糾弾闘争は、部落差別の把え方の深まりに照応して発展させられてきた。

全国水平社が創立された当初は、封建社会の古い意識に影響された個人が、差別事件をひきおこすものとして把えられていた。従って、この段階では、糾弾闘争は、もっぱら差別事件をひきおこした個人にむけられた。

しかし、個人に対する糾弾闘争を積み重ねていくことの

中から、部落に対する差別意識は、単に、封建社会の古い意識に影響された個人の問題などではなくて、広く社会的に存在している意識であること、さらには、この意識を生み出している社会や政治体制そのものに問題があることが、認識されていくこととなった。

このような差別の把え方の深まりに照応して、糾弾闘争の形態も変化し、差別事件に関係した個人だけではなく、広く関係者に対して講演会を開催したり、啓発的な出版物が発刊されたりした。

また、戦前の政治・社会体制の変革をめざした闘いへと発展させられることにもなった。

戦後において、とりわけ、一九五一年に闘われたオール

・ロマンス糾弾闘争を経る中で、差別は単なる観念ではなく、実態の反映であることが明らかにされた。そして、部落にある劣悪な実態は、市民的権利が行政的に不完全にしか保障されていないことから生じてきていることが明らかにされた。

その結果、差別糾弾闘争は、差別事件そのものに対する糾弾闘争として出発するが、その差別事件を生み出している部落の劣悪な実態を改善していくための、差別行政糾弾闘争へと発展させられることとなった。

さらに、部落差別が、政治的には人民の分裂支配の道具として、経済的には超過利潤の源泉として、社会的に存在していることが明らかにされた。

その結果、差別糾弾闘争は、差別をした関係者に、差別することの不当性を理解させ、差別のない民主社会の建設に、ともに立ちむかうための闘いとしても位置づけられることとなった。

全国水平社が創立されて、今日まで、六十有余年の闘いが積み上げられてきているわけであるが、以上、ごく大雑把に紹介したように、部落差別の把え方の深まりとともに、差別糾弾闘争も大きく発展してきているのである。

二

「理論」になっただけのことである。弁別すべきものをせずに事を進めれば、理論と実践の双方で混迷に行き着かざるをえない。(八頁)

教授が、わびわび「解同」と名指して批判される限りは、具体的に、部落解放同盟の出版した公式の文書なり、方針書をふまえて批判されることが、最少限求められることであるが、この一文にはそれが全くなく、単なるキメ付けに終わっている。

そこで、少々長くなるが、部落解放同盟の全国大会の方針書の中で明らかにされた、部落差別の把え方の深まりと、糾弾闘争の発展に関する文書を以下に紹介しておく。

今日の部落解放理論に到達するまでには、部落差別のとりえ方についていくつかの発展段階を経ている。それは複雑な形態をとってあらわれる部落差別の諸現象を社会的に正しく分析してその本質を明らかにしていく過程でもあった。

水平社の初期の段階では差別を「一般市民の中でもっとも遅れた人が封建的な観念にわざわいされてもっている」ものとしてとらえ、差別にたいするたたかひもこれに照応して差別事件を起した個人を糾弾するという方法がとられた。

運動が発展し、実践も豊富に積み重ねられるにしたがって「差別は個人の頭にあるだけでなく、社会の中に普遍的に存在して

ところが、雑誌『部落』の一九八六年三月号に、「『差別事象』を克服するために」と題した立命館大学の真田是教授による論文が掲載されているが、この論文は差別糾弾に対する、まったく主観的な批判を展開したものととなっている。

例えば、真田教授は次のように主張されている。

「解同」は、今日でも「差別事象」に対しては理論的にも実践的にも「糾弾闘争」を基本にしているが、その場合全国水平社の初期の方針を根拠の一つとしている。しかし、これには、少なくとも二つの大きな思い違いがあると思う。一つは、全国水平社の運動の歴史のなかで糾弾の位置づけ・考え方が変わってきているのにこれを無視しつづけていることである。もう一つは、戦前から戦後、そして今日に至る部落問題の変化がまったくなかったかのような立て方になっていることである。(六～七頁)

また、別のところでは、次のようにも書かれている。

「解同」の「糾弾闘争」には、部落問題の段階とその違いによる「差別事象」の性格およびそれへの対応の客観的な意味について検討するという科学的な真摯な努力がまったく見られないし、それを封鎖するような

いる」と考えられ、そのため差別に対するたたかひは差別事件を起した本人に対する糾弾啓蒙のたたかひと、同時にそれを世論に訴え、社会的、政治的に解決をもとめるたたかひの二つの形態をとるようになった。昭和八年の高松差別裁判闘争は後者の典型的な例であった。

以上の二つの発展段階に見られる考え方が戦前の主な傾向であって、いずれも部落差別を個人の心の持ち方、すなわち、観念の問題としてとらえていたところに特徴があった。しかし水平社時代の考え方には例えば部落委員会の活動方針に見られるように、今日の理論に到達する萌芽も既にじゅうぶん見ることが出来る。

戦後いち早く部落解放委員会として発足した解放運動は、差別観念はただそれだけが、特別に存在するのではなく、それを支える物質的基礎によって生み出されており、その物質的基礎とは部落の非常にみじめな非人間的な生活状況を生み出す土台になっている「経済」であることを明らかにした。

しかしこの時期には、「貧困」が部落差別の一形態であるにもかかわらず、差別を「差別」と「貧困」というように二元的にとらえ、経済的な要求は行政に対する要求闘争としてたたかひ、差別事件は差別糾弾闘争として別個にたたかうなど、この二つを統一してとらえることができなかった。

一九五一年の京都市における「オールロマンス」差別事件の闘争経験はこのような部落差別のとりえ方を大きく発展させた。

部落解放同盟(当時は部落解放委員会)はこの闘争を通じて部落民の非人間的で圧迫されたみじめな生活実態は、すべて京都市

行政が部落をその対象のらち外においたことから生じている結果であり、それがまた部落民に対する社会意識としての差別観念を生み出し、部落差別を拡大再生産していること、すなわち市民的権利を保障すべき責務をもち「行政」に全ての責任があることを明確にした。以後「行政闘争」として結実していったこの闘争が部落解放運動の発展に貢献した役割ははかり知れないものがある。

その後、この闘争によって明らかにした事実を基盤とし、部落民が社会的生産関係の中でどのように位置づけられているのか、それはまた何によって生じ、今日の日本の民主主義、勤労市民の生活にとって如何なる意味をもつか、加えて社会意識としての部落民に対する差別観念はどのようにして形成されたどのような作用をもつかを中心にして理論的な掘り下げがなされ、今日の部落解放理論として完成するに至ったのである。

このような考え方の発展段階はその全段階を通じて人間の自由と平等を追求する輝かしい精神の歴史であったともいえる。

そしてまた、それぞれの発展段階をその当時の社会情勢と照合して考えるならば、各時代において最上の役割を果たし得た闘争理論であったこともおのずから明らかである。

加えてこの差別のとらえ方の発展段階は、今日われわれが部落問題を認識していく段階に照合しているので、これを学ぶことでわれわれの水準をはかることもできる。

(部落解放同盟第二八回全国大会運動方針、部落解放研究所編『部落解放運動基礎資料集』第二巻、五〇一〜二頁)

三

ところで、真田教授によれば、歴史的な段階の相違によって、差別事象に対する対応の仕方が異なってくるとして、以下のようにのべられている。

同じような「差別事象」の場合でも、部落問題の少なくとも次のような三つの歴史段階によって対応の仕方が異なってくる。①部落差別に関わる身分差別が制度として存在している段階 ②部落差別に直接関わる身分差別は制度としてはなくされているが、部落差別意識が再生産される客観的・社会的な構造がある段階 ③部落差別意識を生み出す固有な社会的基盤は除かれているが、意識や慣習の特徴としてタイム・ラグをもって残ったりその他の事情——未熟な子どもの場合とか民主主義思想の弱まりなどで残ったりする段階。

①の場合は「差別事象」が大量的で日常的で正当化される明治解命令以前の段階に当たり、この段階では「差別事象」への対応で「差別事象」をなくそうとしてもできない。②の場合は依然として「差別事象」は大量で日常的であるが、「差別事象」への対応でその

不当性を訴えある程度の成果をあげる余地は出てくるが、「差別事象」を「差別事象」への対応だけでなくすには至らず、部落問題への対応を「差別事象」への対応の中心にすることもできないし誤りである。この段階は戦前の天皇制下の段階に当たる。(…中略…) ③の段階は戦後に当たり、これについては項を改めて検討する。(七〜八頁)

そして、戦後における「差別事象」について、次のようにのべられている。

すでにふれたように、「差別事象」を生み出す直接の原因である部落差別意識は、今日ではその固有の社会的基盤が取り除かれてきている。したがって、今日の部落差別意識は、慣習や意識に通例見られるタイム・ラグによって残っているものということになる。

しかし大事なことは、残り物の意識はあるタイム・ラグを過ぎれば自然に解消するといった機械的なものではないことである。別の言い方をすると、固有な社会基盤はなくなっても残り物の意識の延命の具合を左右し影響を与える社会的要因や作用はあり、これらのいかにによって部落差別意識の動向は異なってくる。

現に今、わが国には、固有の社会的基礎が取り除か

れた部落問題が解決・解消するのを妨げる要因や作用がある。一つは支配層による政治反動＝民主主義への攻撃である。二つめには、民主主義への攻撃とも深く関係しているが、生活、文化、教育などでのさまざまな退廃状況が作られていることである。三つめには、解放運動に現われた誤りである。そして、これらの事情は、今日基礎を失った残り物になってきている部落差別意識の解消を邪魔する働きもしていることとなる。「差別事象」は、今日では、戦前と対比すると根無し草のような観があるが、これへの対応としては「差別事象」そのものへの対応とともに政治反動、退廃状況、誤った解放運動との闘いを重視しなくてはならないことになる。(九〜一〇頁)

ここで最も問題になる点は、教授の、戦後における「差別事象」の把握である。教授は、「『差別事象』を生み出す直接の原因である部落差別意識は、今日ではその固有の社会的基盤が取り除かれてきている。したがって、今日の部落差別意識は、慣習や意識に通例見られるタイム・ラグによって残っているものということになる」といわれている。

もっとも、教授は、この指摘に続けて、残り物の意識として、自然に解消するものでなく、それを妨げる要因や作用

があるとして、支配層による政治反動Ⅱ民主主義への攻撃、生活、文化、教育などの退廃状況、さらには、解放運動に現われた誤り、を指摘されている。

しかし、最も重要な問題は、今日、部落差別意識を生み出す、固有の社会的基盤が取り除かれたといえるのかという点である。

この点に関して、部落解放同盟は、今日なおも、部落差別意識を生み出す固有の社会的基盤があることを次のように述べている。

部落民が経済的にも社会的にもきわめて劣悪な環境におしこめられ非人間的な生活を余儀なくされていることは、部落差別を拡大再生産し、社会意識としての部落民に対する差別観念を一般的普遍的に存在させる根拠となっている。

すなわち部落民に対する社会意識としての差別観念は、その差別の本質に照応して、日常生活化した習慣と伝統の力、多様な形で与えられる教育の作用によって、自己の意識するとなしなにかかわらず、客観的には空気を吸うように一般大衆の意識の中に入りこんでいく。

(中略)

社会意識は常にその基盤となっている社会的生産関係あるいはその具体的なあらわれである社会制度を維持し続ける考え方として成り立っている。今日の社会が経済的土台を支えるために部落

差別を必要とする限り部落差別を維持し続けるのに有効な社会意識が作られてくるのは必然である。

(部落解放同盟第二十八回全国大会運動方針、同前、五〇六～七頁)

さらに、一九六五年に出された内閣同和对策審議会答申ですら、今日の部落差別意識を、封建社会における、単なる残りカスとは扱ってはいない。

今日の部落差別意識の背後には、わが国の産業経済は「二重構造」といわれる構造的特質をもっていること、このような経済構造の特質は、そっくりそのまま社会構造に反映していること、さらには、また、精神、文化の分野で前時代的な意識が根づく生き残っていることを次のように指摘している。

わが国の産業経済は「二重構造」といわれる構造的特質をもっている。すなわち、一方には先進国なみの発展した近代的大企業があり、他方には後進国なみの遅れた中小企業や零細経営の農業がある。この二つの領域のあいだには質的な断層があり、頂点の大企業と底辺の零細企業とは大きな格差がある。

なかでも、同和地区の産業経済はその最底辺を形成し、わが国経済の発展からとり残された非近代的部門を形成している。

このような経済構造の特質は、そっくりそのまま社会構造に反

映している。すなわち、わが国の社会は、一面では近代的な市民社会の性格をもっているが、他面では、前近代的な身分社会の性格をもっている。今日なお古い伝統的な共同体関係が生き残っており、人々は個人として完全に独立しておらず、伝統や慣習に束縛されて、自由な意志で行動することを妨げられている。

また、封建的な身分階層秩序が残存しており、家長制的な家族関係、家柄や格式が尊重される村落の風習、各種団体の派閥における親分子分の結合など、社会のいたるところに身分の上下と支配服従の関係がみられる。

さらに、また、精神、文化の分野でも昔ながらの迷信、非合理的な偏見、前時代的な意識などが根づく生き残っており、特異の精神風土と民族的性格を形成している。

このようなわが国の社会、経済、文化体制こそ、同和問題を存続させ、部落差別を支えている歴史的社会的根拠である。

したがって、戦後のわが国の社会状況はめざましい変化を遂げ、政治制度の民主化が前進したのみでなく、経済の高度成長を基礎とする社会、経済、文化の近代化が進展したにもかかわらず、同和問題はいぜんとして未解決のままであり残されているのである。

しかるに、世間の一部の人々は、同和問題は過去の問題であって、今日の民主化、近代化が進んだわが国においてはもはや問題は存在しないと考えている。けれども、この問題の存在は、主観をこえた客観的事実に基づくものである。

「同対策」答申、第一部同和問題の認識、一、同和問題の本

(質より)

さらに、教授が、残りカスとしての差別意識の消滅を妨げる要因として指摘されている、支配層による政治反動Ⅱ民主主義への攻撃や、生活・文化、教育などの退廃状況は、単なる要因などといったものではなくて、今日の社会に根を持って、必然的に生み出されてくるものであり、部落差別の強まりは、それらの一つの具体的なあらわれであることを、指摘しておく。

ただ、誤解を避けるために、あえて付言しておくが、今日の社会は、必然的に、一面において、政治的反動と文化の退廃を生み出す(これは部落差別を強める)が、他面において、これと対抗する形で、民主主義と進歩的な文化を生み出す(これは部落差別の撤廃を前進させる)のである。

この点を踏まえるならば、部落差別を強める傾向との積極的な闘いだけが、部落差別の強まりを封じこめ、部落差別の撤廃を前進させるということがわかる。

そして、差別糾弾闘争は、そのための重要な闘いの一環となっっているのである。

四

以上、真田教授の理論上の誤りについて指摘したが、教授は、部落解放同盟による差別糾弾闘争の現実についても、極めて主観的に、次のようにキメ付けられている。

さうして、第三の「解同」の「糾弾闘争」の実態についてである。「差別事象」を作り出し支えている人びとの差別意識は問題にしなくてはならないが、権力や支配層と働く国民諸階層とをまず区別しなくてはならない。権力や支配層は部落問題の社会的要因の人格的表現であるのに対し、働く国民諸階層はこの社会的原因の同じような被害者・受難者だからである。また、差別意識を問題にしていくのであれば、だからこそその人たちの人権を侵すことは自己矛盾で許されない。「差別事象」を取りあげることが人権侵害を問題にしこれを正そうとすることだからである。さらに、差別意識を正し払拭することと差別意識の発現を抑制することは別である。恫喝や暴力では差別意識の発現を抑制することはできるが差別意識を正し払拭することはむずかしい。

「解同」の「糾弾闘争」の実態は、いま否定的に評価したものをすべて具えたものになっており、したがって今日の「差別事象」を解決・解消するようなものにはなっていない。このことが明らかにされ批判されるべきである。

確にしてきた。とりわけ人民内部における差別糾弾においては、個人の糾弾という形態を通じて、その根底にある社会意識としての差別観念を明らかにし、部落差別が社会的に存在する理由、すなわち部落差別が存在するのは、部落民を直接、搾取圧迫するのが目的ではなく、労働者および労働人民の低賃金、低生活のしずめとしての役割をもたせるためであることを理解させる。これを通じて部落差別の反階級的・反人民的性格を明らかにし、労働者および労働人民が部落問題を自分自身の問題として、部落の完全解放のためにたたかわねばならないという自覚をいだかせることを目的としているのである。

われわれは、差別糾弾をめぐって教育的な意味をもつイデオロギー闘争の場であると考えている。糾弾を通じて、部落差別の現象から本質への掘り下げを具体的事実を通じておこない、なぜ、こんな差別が生まれ、差別とはなにかを明らかにする。

部落の兄弟姉妹に対しては、部落差別の本質が部落民に市民的権利を行政的に不完全にし保障しなかった結果であり、主要な生産関係から差別によって部落民を除外してきたところに差別の本質があることを理解させ、部落民としての自覚と完全解放への決意を固めさせねばならない。

また、差別者にたいしては、差別に対する心からの反省を右の点に関する指摘の理解をともなわねばならぬ。差別者および労働者・労働人民には、部落民を差別することが、階級的自覚を見失ったことに他ならないことを明らかにし、部落差別を温存・助長するものに対する共同の闘いをすすめるようにしなければ

て久しいのになおこのような「糾弾闘争」がくり返されていることをみると、「糾弾闘争」は「差別事象」の解消や部落問題の解決のためではなく利権あさりなどの別の目的のためにやられているという批判の妥当性が裏づけられると考えざるをえない。(九頁)

差別は、人をも殺す、深刻な問題である。現に、これまで、何人も部落の青年が、結婚差別や就職差別、さらには職場内での差別によって、自殺にいやられるか、あるいは、それに近い苦悩を強いられてきた。これに対する抗議行動という側面を持っているが故に、糾弾闘争は、真剣であり、厳しい追及の側面を、ある程度は持っていることは当然である。

しかし、糾弾は、決して仕返しではない。差別の不当性を明らかにするとともに、差別のない民主社会の建設に、ともにたちむかうための教育の場でもある。

部落解放同盟は、その全国大会の方針書の中で、糾弾闘争を、以下のように整理している。

したがって差別糾弾は、差別者に対する直接的抗議という側面をもっているが、けつして報復的なものではない。部落解放同盟は、糾弾闘争を通じて、差別事件の社会的本質を明らかにし、部落差別の本質を認識させ、事件当事者と関係者の社会的責任を明らかにする。以下のように整理している。

(部落解放同盟第二十九回全国大会運動方針、同前、五九二頁)

真田教授は、以上に紹介した部落解放同盟の糾弾に関する方針書をまともな読まれた上での批判をされているのであろうか。

次に、単に方針だけを紹介するだけでなく具体的な糾弾闘争の成果を二、三紹介しよう。

なぜなら、真田教授によれば、「『解同』の『糾弾闘争』の実態は、いま否定的に評価したものをすべて具えたものとなっており、したがって今日の『差別事象』を解決・解消するようなものとはなっていない」(傍点筆者)と断定的にのべておられるからである。

まず、『部落地名総鑑』糾弾闘争に関連して、部落解放同盟の糾弾会に直接出席した人の体験談を二例紹介しよう。

一つは、関西ペイントの清水宣行人事部長の体験談である。少し長くはなるが、以下に紹介しよう。

かつての自分より、今の自分が好きだ、

やがて、部落地名総鑑購入企業十数社(当時)を対象に部落解放同盟の糾弾会が開かれ、私も常務取締役らと出席した。「糾

弾」であるとか「総括」という言葉を聞いただけでも言い知れぬ恐怖心を抱いていたので、覚悟はしていたものの、糾弾会への案内を受けてたいへん緊張した。

第一回の糾弾会は一九七七年一月二十四日、西成解放会館で部落解放同盟大阪府連の主催で行われた。私たちを含め、一四社の企業の代表者が同じ事由で糾弾を受けることになった。「企業の繁栄のためには命を踏みにじってもよい」という企業をここに呼んだ」という大阪府連の南人権対策部長の挨拶で始まった。糾弾会での焦点は購入の動機にもつばら絞られたものであった。

「部落地名総鑑」を買ったのは私自身であるから、わが社に対する部落解放同盟からの質問や追及には、常務に代って私が答えたら、「なに言ってるんか。そんなことと違うんだ」と言われたが、その意味がよくわからなかった。単なる現象や過去の行動が問題ではなく、企業の体質と部落問題に関する認識が問われていることに気づかなかったのである。

「部落地名総鑑」を焼却した理由については、「部落解放同盟はこわい集団だから、そういう人に見つかっては大変だと思っていたので……」と事実を説明した。すると、「なるほどねえ」と言われたように思う。もちろん、部落差別の拡大に担担する行為をしたのだから、厳しくしかられるのは当然のことである。糾弾会の終りには、購入の動機と、現時点での反省について報告書の提出を求められたのである。第二回糾弾会が同年三月一日に同じ西成解放会館で行われた。この問題を通して、私達は今迄見えな

くなっていた差別ということの本質がだんだんと見えてくるのであった。この糾弾会でもふたたび購入の動機、現時点での反省について、反省にたつての取り組みについての報告書の提出が求められ、今後差別を断つていくのではなく、差別を憎み許さない側に立つことを要請されたのであった。想像していた糾弾会とは大違いであった。統制がとれ、話の内容が具体的に、理論的であり、真の人間性をよみがえらせられた思いさえする。糾弾を受けた体験者として断言できるのは、「おれにまさる研修の場はない」ということである。かつて私は宗教活動をし、多くの宗教家とも接触したが、宗教家の話よりよっぽど説得力があるのではなかろうか。

他の購入企業の人たちも同じ思いを抱いているはずである。それが証拠には、一九八二年二月、部落問題に取り組みもうと在阪五二社によって「大阪同和問題企業連絡会」が結成された。その後加入企業も増して、現在一二社になった。さらに、部落問題の解決に重要な役割りを果たす雇用問題に取り組みむため第三セクター方式で発足した「同和地区人材雇用開発センター」へも積極的に加入し、企業としての役割りを果たすべく努力が続けられている。間違いをおかし、糾弾の門をくぐって私は変わった。経済的には貧しくとも人間的には豊かになった気がする。上を見て、横を見て暮らす浮草のようなサラリーマン根性を洗い落とし、五〇歳になって、ようやく人間的に生まれ変わった。あのとき間違いをおかさなかったら、多分、いまの自分はないであろう。人間の「生きる問題」が大きく大きく見えてくる。

かつての自分より現在の自分が、私は好きだ。

(大阪同和問題企業連絡会編集『生きる、啓く、創る』より抜す)

次に、安田信託銀行の新井雅夫さんも、体験談を以下のように語っておられる。

〈会社人間〉の翻身

新井さんは京都支店次長時代の一九七二年、前任者から採用資料として地名総鑑のコピーを引き継いだ。その時の意識は「高校にも行けてない部落民がウチに来るはずもないが、もし応募してきたら厳しくチェックしなくちゃ」。二重に差別的だった。七五年に地名総鑑事件が社会問題となり、上司の命令で社宅にもち帰って焼却、証拠隠滅をはかる。法務局からの照会に対しても「所持したことはない」と虚偽の回答をした。ところが、八〇年になって安田信託銀行差別事件(地名総鑑の購入と、それを利用した就職差別)が国会で取りあげられ、部落解放同盟の糾弾を受けることになる。

糾弾会は八〇年九月、十一月、翌年一月の三回。一回目の糾弾会出席の時は「社長以下全員が悲壮感をみなぎらせ入果たして無事に帰れるのか」と恐怖にかられていました。部落民衆への予断と偏見、糾弾というものへの曲解。「そつなんです、部落の人たちはこわくて、何をされるか分からんと思つたのですから」。社長はすぐに非を認めめたが「私はがんばりました」。差別図書

は所持したが、使用していないから差別ではないという理屈。「そう主張するしか会社社の名誉を守れない」と。だが、この差別的な「会社人間」も、部落の人々の真しで誠実な訴えの中で、ようやくロイを脱ぎ始め、目のウロコを落とす体験をする。部落の人々の怒り、嘆き、訴えをくり返し聞きとる中で「ようやく、自分たちがどんなにひどい差別者だったのかが分かってきたのです」。三回目の糾弾が終わるころには「自分たちはもっと責められて当然じゃないのか。自分が糾弾する側ならもっと怒るだろう」と思えるところまでたどりついていた。同時に、糾弾への偏見も解けた。「世の中でいわれているものと全然違っていて、私どもの誤りをしんぼう強くていねいに教えてくれる学習の場でした。糾弾がなければ、私もウチの銀行も相変わらず差別者のまま社会的に孤立したんじゃないか、と」。

以後、社長を委員長とする同和推進委員会の事務局長。被差別部落での現地学習を経て、差別の実態を知り、にもかかわらず差別の中で解放を求め続ける部落の人々の人間的な熱意、温かい人間関係などを知るにおよんで、部落解放を社内でする立場を選択する。そこで自覚できたのは、かつて東大出身のエリート行員としてもっていた自信とは異次元の自信。「肩書はすべては何も残らない会社人間じゃなく、自分の存在に自分で意義を見いだせる、そんな人間になれそうです」。社内同和研修の中心に立ち、全行員の七割までに「部落問題学習」で自分は変わった」といわせるころまで来た。今後部落出身者が入行してきても、針のムシロを意識しないですむ職場作りを完成させたい、という。

(毎日新聞大阪版、一九八五年五月一六日付より)

もう一つだけ、差別糾弾闘争の具体例を紹介しておこう。それは、一九七七年の八月から九月にかけて、アメリカのニューヨークの近くにあるプリンストンで開かれた、第三回世界宗教者平和会議における町田発言に対する糾弾闘争で、直接糾弾を受けた町田師の話である。

「よいよ翌々年の一九八一(昭和五六)年一月、部落解放同盟から第一回の糾弾会への出席要請がありました。私はその時、「出席して差別するつもりは私には少しもなかった、とその間の事情をよく説明すれば、わかってもらえるはずである。しかし、一所懸命同和問題に取り組んでおられるみなさんを『騒ぐうとする人たち』と誹謗するような発言をしたことは確かに申しわけなかった。この点は幾重にもあやまらねば」と、そういうつもりでした。

ところが出席直前になって、私のことを心配してくださる人たちが「一切弁解はしないで、ただあやまることだ」と言うものですから、自分の立場の弁解はやめて、心ならずも「ただひたすらに謝ることにしよう」と覚悟をきめて出席したようなことでした。

それも、後になって気がついたことですが、そんなことでのがれようとしたことがまちがいだったのです。本心から悪かったと

その当時は思っていないのですから、糾弾が始まると、つい弁解がましい言葉がとび出して、本心を見破られるのでした。結局、ご承知のように五回の糾弾をうけましたが、その間に、「一つあなた自身をよく掘り下げてみてください」という親切な言葉を受けました。それから一所懸命自分自身の心の奥底を掘り起こしてみました。

そして、どうか自分の心の奥底にある差別心の「ほんね」を、自己史をひもとくことによりつかまえることができるようになったのです。

糾弾会は私にとっては「禪の三十棒」にも似たものでした。それは、師匠の質問に対して、気のきいたような返事をするとか打つ。返事がなければ打つ。それが大脳の奥底から出たものでなく、本物の答えにはならないということです。私は五回の糾弾で、お蔭で自分の心の深層部を見つめさせてもらう機会を得たことを感謝しています。しかし、まだまだ、これから一生の課題がたくさん残っていると感じます。

今にして思えば、私にとっては第一回の糾弾会で簡単に「謝ります。懺悔します」ですんでいたら、「これからは口をすべからずまい。気をつけよう」で終わっていたでしょう。そしてそれは、自分の心を深く掘り下げることにもならなかったでしょう。さらに悪くすれば差別意識をかえって増長させたかも知れないとさえ思われます。

ですが、振り返ってみると、私の糾弾のために、そのつど遠近

よりたくさんの人たちが参加され、しかもたびごとに熱心に数時間もかけてくださったということは、ほんとうにもったいないことでした。申しわけないことだった。これは私だけのことではなく、仏教会だけでなく、広く全宗教界に訴えておられるのに違いないと感じるようになり、私もその責任の重さをいよいよ痛切に身にしみて感じたことでした。

(雑誌「部落解放」一九八五年十月号より抜粋)

部落解放同盟による糾弾闘争の成果は、以上に紹介したように、差別をひきおこした個人の交革をもたらしたただけではない。

部落地名総鑑を購入した企業に対する糾弾闘争の中から、今日、東京や大阪などで同和問題企業連絡会が結成され、部落視察や、同和問題の研修、さらには差別的な採用基準の撤廃などの取り組みが始まっている。

また、部落地名総鑑の問題を労働省へも働きかける中で、一九七七年以降、従業員一〇〇名以上の事業所に、企業内同和問題研修推進員を設置するよう行政指導がなされることとなり、今日、全国的に、民間の企業においても同和問題の研修が始まり出している。

一九七九年の町田発言に対する糾弾闘争を踏まえる中で、一九八一年六月には、同和問題にとりくむ宗教教団連帯会議が結成され、一九八六年五月現在で六七教団、三連

合がこれに加盟し、これまた、部落視察や、同和問題の研修、さらには、各教団や宗派の内部にある、差別体質のみなおしが始まっている。

これらのとり組みは、最近、ようやく始まり出してきたものであり、また、差別体質も根深いものがあるため、そう簡単に成果があるものではないが、しかし、部落問題の解決にむけて具体的なとり組みが始まり出したことは、画期的な意義を持っている。

部落解放同盟による糾弾闘争は、このように、差別をなくしていくための具体的な成果を、一つまた一つと、つくり出してきていることがわかるが、真田教授の論文は、こうした重要な成果を、全くみていないといわねばならぬ。

五

次に真田教授は、「差別事象」の基準についても、以下のように一方的な批判を展開されている。

次に「差別事象」の基準についてのコメントである。「朝田理論」では部落住民に不利なことはすべて差別であり、かつ不利かどうかは部落住民でない自分からないところがあるとされ、この強弁が何が「差別

事象」かについても適用されてきた。この基準の非科学性・反社会性は、それならば部落住民以外にもあられこの社会集団に第一義的に関わる事柄の判定・決定は同じようにそれぞれにまかされることになるので、社会がズタズタにされ自分たちに第一義的に関わることを素材に他を従わせようとしあうアナーキー状態になってしまふことを考えれば明らかである。

「差別事象」は、他人や他の社会集団にも理解でき、少なくとも説明すれば社会的に分かるようなものでなくてはならず、このような意味の社会性が基準にならなくてはならない。(八頁)

まず、「朝田理論」では部落住民に不利なことはすべて差別であり、かつ不利かどうかは部落住民でないと分らないところがある」というキメ付であるが、部落解放同盟の方針書では、そのようなことは、全くいわれていない。

部落解放同盟の方針書の中では、「部落においてつねにおこるいっさいの部落民に不利なことは、差別として考えなければならぬ」(第十二回大会、同第一巻、二五四頁)との規定はあるが、これは、部落に雨が降ればすぐ水びたしになったり、部落の中に失業者が多いといったこと、即ち不利益は、部落民の責任でそうだったのでなく、永年にわたる部落差別と、差別行政の結果、そうなっ

わが同盟のこの主張は、部落にとって、部落民にとって不利益な問題が、けつして偶然に起っているのではなく、部落の具体的な歴史的、社会的関係から生れた部落差別とかならず結びついていることを明らかにしたものである。

部落民にたいする直接的な差別事象だけが差別ではない。部落民が生活のあらゆる面、就職、結婚、教育、居住等々でうけてくるすべての不利益が部落差別である。したがってこれらの不利益な諸問題を起点として部落大衆が要求をもった場合、幹部は、けつして、その要求を世話役のようなかたちで、たんにその要求を功利的にみたすことだけを目的としてはならないのである。どのような要求であつても、かならず、その歴史的・社会的性格を明らかにし、部落差別の結果であることを明確にしなければならぬ。そしてその要求が部落差別の具体的な現われであることを理解させ、差別があるため、このような要求をもたされているのだということに部落大衆に自覚させ、万人に納得せしめることが必要である。(同第二巻、五九二―三頁)

六

部落解放同盟による差別糾弾闘争は、全国水平社創立以来六〇有余年の闘いの経験と、理論の発展の中で、幾多の成果をあげてきている。

ているのだということも明らかにしたものである。

この規定によって、部落にある劣悪な実態を差別行政の結果として指摘することによって、差別行政反対闘争が展開されることとなったのである。

差別行政反対闘争が展開される際には、部落のおかれていた劣悪な実態や、部落の人々がおかれていた低位な状況が、何故にそうなったのかを、部落差別の歴史性と、差別行政の結果にもとづいて、客観的に明らかにし、何人も否定しえない形で闘争が展開されていくこととなったのである。

従つて、「不利かどうかは部落民でないと分らないところがある」といったことが、部落解放同盟として主張されたことはないのである。

なお、この点に関しても、部落解放同盟第二十九回全国大会で次のように整理されているので、以下に紹介しておく。

わが同盟は、第十二回大会において「部落にとって、部落民にとって不利益な問題は一切差別である」ことを明らかにした。日本共産党差別者集団宮本一派は、この主張をもって、部落解放同盟は、すべて自分の気に入らないものは差別であるとこじつけると非難しているが、これは悪意にみちた誹謗・中傷である。

もちろん、六〇有余年の闘いをふりかえったとき、全てが成功した例ばかりではない。

一般に、大衆運動にとつて、運動は成功する例ばかりではない。失敗することも少なくないのである。

問題は、その失敗の原因を明らかにし、より高い水準の運動を展開するための方針を提起し、同じような失敗をくりかえさないための努力が払われているかどうかが大切である。

とりわけ差別糾弾闘争は、意識面、心理面を対象としているが故に、さらにまた、差別をした側は、差別そのものが持っている重大な意味合いを簡単には理解しえないが故に、一定の困難を伴うことは避けられないのである。

この点についていえば、差別糾弾闘争とは性格が異なっているとはいえず、「犯罪」については、「専門家」であるはずの警察官や検察官によって誤った逮捕や起訴がおこなわれているし、さらには、公正で客観的であるべき裁判官によつても、しかも、最高裁判所においても誤判が少なくないことを、最近の相次ぐ再審の開始という事例を通じてわれわれは知っている。

とはいえ、差別を撤廃し、人権が確立された社会の建設をめざす、差別糾弾闘争は、最大限誤りを避ける方向でとりくまれる必要があることはいうまでもない。

この点についても、部落解放同盟は、その方針書のなかで、以下のように指摘していることを紹介しておこう。

差別糾弾闘争の方法

わが同盟の日常活動において、差別事件が発生した場合、必ず事件関係者との間で差別事件の事実確認を行う。この事実確認の過程は、最も重要な差別糾弾の過程である。しかし、差別事件という具体的な現象にたいして、その事実を確認する場合、双方の関係者はお互いに対立する関係におかれているのである。それは、それぞれの社会的立場の相違によって、客観的に決定されている関係である。差別事件をとりあげ、その事実を確認するという行為は、事件全体を明らかにし、その差別事件の本質を浮き彫りにするために、最も基礎的な調査活動である。

しかしながら、多くの場合差別事件を惹起した当事者は、本人の主観的意図いかんにかかわらず、事実の多様な側面について明らかにすることを拒否し、事件の客観的な評価に十分な調査を拒む態度に出ることが多い。

部落解放運動五〇年の歴史的経験に基づいて、きたえあげられてきた部落差別についての客観的認識——差別の本質、差別の社会的存在意義、社会意識としての差別観念——はこのような立場の相違をあらかじめ理解し、相手がいかなる社会的立場とどんな思想の持ち主であるかと、差別事件の社会的本質を明らかにし、差別糾弾闘争を、部落民の差別からの完全な解放の方向にたつたかということが出来る。

わが同盟の運動方針は差別糾弾の歴史的伝統に学び、多様な現実形態を持つ差別事件を糾弾するにあたって、その糾弾闘争を通じて、部落問題の解決に役立つためにたつたことが糾弾闘争の重要な意義であると指導している。部落解放同盟が行なっている差別糾弾闘争の唯一の正しい方向は、差別事件の社会的本質を明らかにし、部落差別の本質を正しく位置づけ、事件当事者と関係者の社会的責任を明らかにし、その社会的善処を基礎として、差別行政反対の闘争に発展させることである。

最近、部落解放運動の全面的な発展に照応して、差別事件に対する大衆の自覚の向上がもたらされ、指摘される事件の数が増加してきた。ところが、差別糾弾闘争について、正しい理解を持たない多くの活動家は、差別糾弾に対して、相変らず事件中心主義に陥っている場合が多い。それは、全国水平社の初期の段階にあった差別を、おくれた市民が封建的な観念にわざわざいざされていっているという差別を観念とする考え方を、いままなお克服していないことである。

しかし、今日の段階でも、差別にたいする三つの概念規定に明らかにされているように、差別を社会意識としてとらえ、差別糾弾が多様な形態で展開されることを無視して、現時点でもなお、水平社の時期にみられた糾弾と同じように差別糾弾にたいしてとられている態度が、差別を主観的にとらえいわゆる恫喝と揶揄をもって、糾弾を行なっていることである。そういう場合は、運動に何ら進歩的役割を果さないばかりか、きわめて多くの弊害となお多くの犠牲をもたらす危険性をもっている。

なぜならば、主観的態度によってつらぬかれる糾弾は、交渉の進展を常に相対的に陥れ、かつ、わが同盟の現時点における信頼をもそこなう結果となるからである。差別にたいする主観的、観念的理解しかできない活動家は、自己の差別の客観的理解の十分さを補うために、ただいたずらに力をかけて局面を有利に発展させようとするが、結果的には差別事件を惹起した相手の心からの反省をもたらすこともできず、関係者の部落問題についての理解を促進することもできないだけでなく、かえって敵の分裂政策に客観的に奉仕する結果となる。

(中略)

現時点において闘われる差別糾弾の意義と目的は、すぐれて部落差別の本質にたいする理解を促進し、問題解決のためのそれぞれの社会的責任を明らかにし、部落問題の解決のための世論を高め、部落民の社会的地位の向上と民主主義水準の全面的な向上のために不可避的な課題であるという、部落問題の社会的性質についての理解を促進することである。

わが同盟の活動家のうちにみられる差別糾弾における、強力な主観的態度を急速に改善し、わが同盟の歴史的任務を遂行できるように最大の努力をしなければならぬ。

(部落解放同盟第二八回全国大会運動方針、同前、五〇九〜五一〇頁)

部落解放研究所編 冊子判一〇〇頁・上製函入

部落問題事典

定価三〇〇〇円 予約特価二〇〇〇〇円(特価期限86年10月末日)

あらゆる角度から
部落問題をとらえた
初の総合事典

7月刊

- さまざまな分野から部落問題に光をあてる。部落問題の歴史的究明はもとより、部落差別を、住環境、福祉・保健、産業・労働、教育、人権擁護、啓発、文化・宗教・マスコミ、行政など、さまざまな分野から光をあてる。
- 部落問題研究の今日の水準を反映。八年にわたる編集作業と編集委員会の徹底した討議を経て厳選された二四三項目を、各分野の第一線で活躍する四五七人が執筆。
- 世界と日本の基本的人権事典として。内外の差別問題を簡潔に解説。世界と日本の基本的人権事典の性格も兼備。
- 引きやすい小項目中心、五十音順配列。項目は小項目中心で、五十音順配列。必要に応じて大・中項目を設け詳説。
- 項目分類表・年表・資料。全項目を分野別に分けた項目分類表、古代から現代までの部落問題総合年表、部落問題を理解するうえで不可欠の資料等を収録。

解放出版社 大阪市浪速区久保吉1-6-12 電話 大阪311854 〇(06)561-5273
東京都千代田区神田神保町1-9 稲垣ビル8階 〇(03)291-7586